

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県守谷市長

公表日

令和4年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付・保険税の賦課徴収事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。</p> <p>①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。</p> <p>②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。</p> <p>③被保険者の加入期間及び所得を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。</p> <p>④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>⑥オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (オンライン資格確認の事務) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 53条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条, 第25条, 第26条</p> <p>(オンライン資格確認の事務) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健幸福祉部国保年金課, 総務部納税課
②所属長の役職名	国保年金課長, 納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市健幸福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市健幸福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-(2) 所属長	国保年金課長 高橋 由紀子, 納税課長 染谷 晃次	国保年金課長 長田 誠, 納税課長 高橋 賢一郎	事後	
平成28年4月1日	I-5-(2) 所属長の役職名	国保年金課長 長田 誠, 納税課長 高橋 賢一郎	国保年金課長 長田 誠, 納税課長 寺田 幹男	事後	
平成29年6月19日	I 関連事務 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバ	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、中間サーバ、次期国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年6月19日	I 関連事務 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16及び30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事後	
平成29年6月19日	I 関連事務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 【別表第二における情報照会の根拠】 27, 42, 43, 44, 45, 46の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第53条	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和3年2月26日	I 関連事務 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間及び所得を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間及び所得を把握し保険税の算定をし、納入通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑤オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ⑥オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和3年2月26日	I 関連事務 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (オンライン資格確認の準備事務) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連事務 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 第53条 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条, 第25条, 第26条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 53条 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条, 第25条, 第26条 (オンライン資格確認の準備事務)国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年2月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年2月26日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (オンライン資格確認の準備事務)国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 (オンライン資格確認の事務)国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年3月1日	I-4 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 53条 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条, 第25条, 第26条 (オンライン資格確認の準備事務)国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1, 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条, 53条 (別表第二における情報照会の根拠)別表第二の27, 42, 43, 44, 45の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条, 第25条, 第26条 (オンライン資格確認の事務)国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年3月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市保健福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年3月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部国保年金課	健幸福祉部国保年金課	事後	
令和4年9月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	守谷市保健福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市健幸福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年9月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	守谷市保健福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	守谷市健幸福祉部国保年金課または総務部納税課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)	事後	
令和4年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	